令和6年度 第1回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

次 第

日時 令和6年6月5日(水) 午後2時から 場所 豊橋市役所 第2委員会室 (西館7階 別紙案内図参照)

- 1. 開会
- 2. 議題

協議案第1号	令和5年度事業経過報告及び収入支出決算について	…【資料1】
協議案第2号	北部地区「地域生活」バス・タクシーの事業計画の変更	
	(案)について	…【資料 2 】
付帯協議案第1号	令和6年度生活交通確保維持改善計画の変更について	… 【資料2-1】
付帯協議案第2号	豊橋市都市交通計画の見直しについて	⋯【資料2-2】
協議案第3号	前芝地区「地域生活」バス・タクシーの臨時運行について	…【資料3】
協議案第4号	東部地区「地域生活」バス・タクシーの運行車両の変更	
	(案)について	⋯【資料4】
協議案第5号	令和7年度生活交通確保維持改善計画(案)の策定につい	て…【資料5】
3. 報告		
報告第1号	「夏休み小学生50円バス」の実施に伴う運賃の変更につい	で…【資料 6 】
報告第2号	豊橋市地域公共交通網形成計画に基づく令和5年度実績及	そび
	令和6年度予定について	…【資料7】
報告第3号	地域運営団体の取組の報告について	…【資料8】

- 4. 意見交換
- 5. 閉会

【送付資料】

- ◆次第
- ◆出席者名簿
- ◆豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約
- 【資料1】 令和5年度事業経過報告及び収入支出決算について
- 【資料2】 北部地区「地域生活」バス・タクシーの事業計画の変更(案)について
- 【資料2-2】 豊橋市都市交通計画の見直しについて
- 【資料3】 前芝地区「地域生活」バス・タクシーの臨時運行について
- 【資料4】 東部地区「地域生活」バス・タクシーの運行車両の変更(案)について
- 【資料5】 今和7年度生活交通確保維持改善計画(案)の策定について
- 【資料6】 「夏休み小学生50円バス」の実施に伴う運賃の変更について
- 【資料7】 豊橋市地域公共交通網形成計画に基づく令和5年度実績及び令和6年度予定について
- 【資料8-1】東山バス運営協議会の取組について
- 【資料8-2】石巻・下条地域交通推進委員会の取組について
- 【資料8-3】表浜地域公共交通推進委員会の取組について
- 【資料8-4】しおかぜバス運営協議会の取組について
- 【資料8-5】かわきたバス運営委員会の取組について

令和6年度 第1回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 出席者名簿

氏 名	職名等	備考
杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授	【会長】
森田 康夫	豊橋市副市長	【副会長】
駒木 伸比古	愛知大学 地域政策学部教授	【副会長】 欠席
小林 裕之	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	【監事】
冨田 佳央	豊橋商工会議所議員	【監事】
宮川 高彰	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	
石屋 義道	愛知県都市•交通局交通対策課担当課長	(代理) 主事 森本 恭平
坂野 慎	豊橋鉄道株式会社執行役員鉄道部長	
綿貫 琢也	豊鉄バス株式会社常務取締役	
青木 良浩	豊橋タクシー協会会長 東海交通株式会社代表取締役社長	
長縄 則之	豊鉄タクシー株式会社取締役社長	
松下 裕紀	愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事	
川本 恭久	豊橋市自治連合会理事	*
朝倉 規幸	豊橋市老人クラブ連合会副会長	
鈴木 真理子	豊橋女性団体連絡会会員	
高柿 弘義	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所計画課長	
奥谷 敦史	愛知県東三河建設事務所維持管理課長	*
村松 具己	愛知県豊橋警察署交通課長	※(代理)交通規制係長 秋葉 有志
山本 高敬	豊橋市建設部長	*
金子 知永	豊橋市都市計画部長	

※の方は、今年新たに委員になられた方です。

オブザーバー

氏名	団体名	備考
赤座 立郎	東山バス運営協議会	会長
河村 高広	北部石巻西川•賀茂線運営協議会	会長
杉浦 巧倫	石巻·下条地域交通推進委員会 (北部下条·森岡線運営協議会)	会長 (会長)
山本 義宏	表浜地域公共交通推進委員会 (五並地域公共交通運営委員会)	会長 (会長)
羽田 近正	高豊地域公共交通運営委員会	会長
近藤 晴彦	しおかぜバス運営協議会	会長
竹本 行雄	かわきたバス運営委員会	会長
本多 隆志	豊川市都市整備部市街地整備課長	

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛知県豊橋市今橋町1番地豊橋市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号) 第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画 の実施に係る連絡調整を行うため、さらに道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定 に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅 客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議す るため設置する。

(事業)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1)総合的な地域公共交通施策の推進に関すること。
 - (2) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関すること。
 - (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の組織)

- 第5条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 豊橋市長が指名する者
 - (2) 関係する公共交通事業者の代表者又はその指名する者
 - (3) 道路管理者又はその指名する者
 - (4) 愛知県豊橋警察署長又はその指名する者
 - (5) 市民又は地域公共交通の利用者の代表
 - (6) 学識経験者その他協議会の運営上必要と認められる者
- 3 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、前項の委員に加えて、豊橋市長の管轄 する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている道路運送法施行規則(昭和26年

運輸省令第75号)第49条に規定する特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者その他協議において必要と認められる者を協議会の委員とする。

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所(委員が所属する団体の場合については、その名称、所在 地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければな らない。

(役員の定数及び選任)

- 第7条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 協議会の会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長及び監事は、第5条の委員から会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1)協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

(委員及び役員の任期)

- 第9条 委員(第5条第3項の委員を除く。)及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された委員及び役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決を経て、その 役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の7日前 までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を 与えるものとする。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(会議の開催等)

- 第12条 会議は、会長が議長となる。
- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議は、次に掲げる場合にも開催する。
 - (1) 委員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(会議の招集)

- 第13条 前条第3項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。
- 2 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子記録により委員に通知しなければならない。

(会議の議決方法等)

- 第14条 会議は、招集した委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 委員は、会議において、各1個の議決権を有する。
- 3 会議においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 会議の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による意思表示をもって会議の決議があったものとみなす。この場合において、第1項及び第4項の規定を準用する。

(会議の権能)

- 第15条 会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

- (4) 第4条各号に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

- 第16条 次に掲げる事項は、会議において、出席者の議決権の4分の3以上の多数による議 決を必要とする。
 - (1)協議会規約の変更
 - (2)協議会の解散
 - (3)委員の除名
 - (4)役員の解任

(代理人による表決)

- 第17条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人をもって議決権を行使 することができる。
- 2 前項の代理人は、委任状(様式第1号)を協議会に提出しなければならない。
- 3 第14条第1項及び第4項並びに第16条の規定の適用については、第1項の規定により 議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第18条 会議で協議が整った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(協議が調った事項に関する軽微な変更)

- 第19条 協議会は、次に掲げる変更に係る協議については、書面による協議を行うことができる。
 - (1) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更
 - (2) 運賃に変更のない停留所の変更
 - (3)前2号に掲げるもののほか、会長が軽微と認める変更

(議事録)

- 第20条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数、第17条第3項により当該会議に出席したと見なされた者の数及び当該会議に出席した委員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果

- 3 議事録は、議長及び当該会議に出席した委員のうちから会長が指名した議事録署名人2名 以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(意見の聴取)

第21条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を 聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

- 第22条 協議会は、第4条各号に定める事項について専門的な調査、検討を行うため、必要 に応じて協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

- 第23条 協議会は、第4条各号に定める事項その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第24条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、豊橋市都市計画部都市交通課内 に事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長を置き、豊橋市都市交通課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、豊橋市都市計画部都市交通課職員をもって充てる。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

第25条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、別に定める 規程による。

(書類及び帳簿の備付け)

- 第26条 協議会は、第2条の事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければな らない。
 - (1)協議会規約及び前条に掲げる規程
 - (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - (4) その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

- 第28条 協議会の資金は、次に掲げるものとする。
 - (1)委員が所属する団体からの負担金
 - (2) 国からの補助金
 - (3) その他の収入

(収支予算)

- 第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に会議の議決を得なければならない。
- 2 委員が所属する団体が直接行う地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関して、 この団体の支出及びこれに伴う収入については、これを協議会の収支とみなす。

(監査等)

- 第30条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、会議の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を会議に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、会議の承認を得た後、これ を第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

- 第31条 会長は、次に掲げる書類を、豊橋市長に提出しなければならない。
 - (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
 - (2) 前年度末の財産目録
 - (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

(協議会が解散した場合の措置)

第32条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は会長が別に定め

(運賃料金部会)

- 第34条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金(以下「運賃等」という。)を協議するため、 運賃料金部会をおく。
- 2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 地域における需要に応じた住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
 - (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 豊橋市長が指名する者
 - (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
 - (3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 市民又は地域公共交通の利用者の代表
- 4 運賃料金部会に部会長をおき、豊橋市都市計画部長をもって充てる。
- 5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。
- 6 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 7 運賃料金部会を開催する必要があるときは、部会長は、部会の開催の7日前までに、部会 の日時、場所、目的及び協議事項を記載した書面又は電子記録により関係する部会委員に通 知しなければならない。
- 8 運賃料金部会は、招集した部会委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 9 運賃料金部会において、部会委員は各1個の議決権を有するものとし、協議事項については、議決権の3分の2以上の多数により決する。
- 10 やむを得ない理由により運賃料金部会に出席できない部会委員は、委任状(様式第2号) を運賃料金部会に提出することにより、代理人をもって運賃料金部会に出席し、議決権を行使することができる。
- 11 部会長は、緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による 意思表示をもって運賃料金部会の決議があったものとみなす。この場合において、第8項及 び第9項の規定を準用する。
- 12 運賃料金部会は原則として公開とする。
- 13 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに協議会の会長に報告するものとする。
- 14 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 協議会の設立初年度の委員及び役員の任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、 平成22年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業年度については、第27条の規定にかかわらず、この規約の施 行の日から平成20年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に計画期間中である地域公共交通総合連携計画の計画期間が満了するまでの期間は、第3条の規定中「行うため」とあるのは、「行うため並びに地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため」と読み替え、第4条及び第29条の規定中「形成計画」とあるのは、「形成計画及び地域公共交通総合連携計画」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成31年2月22日から施行する。

附則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この規約は、令和6年1月26日から施行する。

令和5年度事業経過報告及び収入支出決算について

令和5年度事業経過報告

年月日	事 業 内 容
令和5年6月	・第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催
9月	・第2回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催(書面協議) ・企業シャトルBaaS社会実験事業の実施(~令和6年1月) ・高校生エコ通学啓発リーフレットの配布(市内中学3年生/約3,500部) ・モビリティウィーク期間中の啓発 ・ええじゃないか豊橋カーフリーデーの実施(豊橋まちなか広場/約2,000名参加)
10月	・公共交通マップの配布 ●電車・バス沿線とよはし周遊マップの配布 (5,000部) ・あなたの街の時刻表 (豊鉄バス) の配布 (富士見校区/約2,500部)
11月	・第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催
12月	●「絵本の駅」の実施(~令和6年3月) (設置場所:渥美線新豊橋駅、南栄駅、高師駅、大清水駅、三河田原駅、豊橋駅バスセンター、 豊橋市役所庁舎内キッズスペース)
令和6年1月	・第4回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催(書面協議)
2月	・第5回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催
3月	・公共交通マップの配布 ・あなたの街の時刻表(豊鉄バス)の配布(野依校区/約2,000部) ・「あなたの乗り方講座」の実施(レイクタウン線:富士見校区/10名参加) ・「あなたの乗り方講座」の実施(飯村岩崎線:多米校区/12名参加) ●「おはなしでん」の実施(渥美線/23組52人参加) ・電車・バス沿線とよはし周遊マップの増刷(5,000部)

●は新規事業

令和5年度収入支出決算

収 入 決 算 額

3, 260, 614円

支 出 決 算 額

2,845,180円

差引残額

415, 434円

収入の部

科目	予 算 現 額		決算額	比較	摘 要		
	当初予算	補・流用額	計	^伏		摘 安	
1. 負担金	2, 783, 000円	0円	2, 783, 000円	2, 781, 600円		○豊橋市 2,481,600円○豊鉄バス㈱ 200,000円○豊橋鉄道㈱ 100,000円	
2. 繰越金	480,000円	0円	480,000円	479, 014円	△ 986円	○令和4年度公共交通利用 促進イベント繰越金 479,014円	
3. 諸収入	1,000円	円0	1,000円	0円	△ 1,000円		
合 計	3, 264, 000円	0円	3, 264, 000円	3, 260, 614円	△ 3,386円		

支出の部

	1 47 46						
科目	予 算 類 額		決算額	不用額	摘要		
	当初予算 補・流用額 計		0(3) 10(1 / 13 82	117 A		
1. 運営費	142,000円	104, 000円	246, 000円	245, 120円		○会議運営費等	145, 425円
	112,000,0	202,000,0		_ 10, 1_0,	330,	○豊橋市負担金精算	99, 695円
						○カーフリーデー実施事業	836, 600円
						○公共交通利用促進事業	452, 950円
2. 事業費	2. 事業費 3, 121, 000円	21,000円 △ 104,000円	3,017,000円	000円 2,600,060円	416, 940円	○公共交通利用促進事業補 助金(富士見校区、多米校 区)	30,510円
						○公共交通マップ	107,000円
						○企業シャトルBaaS社会実 験事業負担金	1, 173, 000円
3. 予備費	1,000円	0円	1,000円	0円	1,000円		
合 計	3, 264, 000円	0円	3, 264, 000円	2,845,180円	418,820円		

協議案第3号

前芝地区「地域生活」バス・タクシーの臨時運行について

1 臨時運行について

(1) 目的

運休日である豊橋まつり開催日に、沿線地域に居住する市民が豊橋まつりへ出かけるための移動手段を確保することなどを目的に臨時運行を実施する。

(2) 運行内容

・運行日数 変更後:242日 変更前:240日・運行本数 変更後:2,900本 変更前:2,880本

【上り 梅薮発西駅前行き】運行日:令和6年10月19日(土)・20日(日)

便名/主要停留所	第3便	第5便	第7便	第9便	第11便
梅薮	8:53	10:53	13:53	15:33	17:23
西浜	8:55	10:55	13:55	15:35	17:25
前芝	9:01	11:01	14:01	15:41	17:31
清須	9:07	11:07	14:07	15:47	17:37
川崎	9:12	11:12	14:12	15:52	17:42
吉田方小学校西	9:15	11:15	14:15	15:55	17:45
菰口町	9:18	11:18	14:18	15:58	17:48
西駅前	9:27	11:27	14:27	16:07	17:57

【下り 西駅前発梅薮行き】運行日:令和6年10月19日(土)・20日(日)

便名/主要停留所	第4便	第6便	第8便	第 10 便	第 12 便
西駅前	9:42	11:57	14:42	16:22	18:22
菰口町	9:45	12:00	14:45	16:25	18:25
吉田方小学校西	9:48	12:03	14:48	16:28	18:28
川崎	9:50	12:05	14:50	16:30	18:30
清須	9:56	12:11	14:56	16:36	18:36
前芝	10:02	12:17	15:02	16:42	18:42
西浜	10:08	12:23	15:08	16:48	18:48
梅薮	10:15	12:30	15:15	16:55	18:55

• その他 車両、運行経路(キロ程)及び運賃の変更はなし。

(3) 運行計画の変更日等

令和6年6月5日 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において合意

令和6年7月中 運行事業者から中部運輸局へ運行計画変更に関する届出

令和6年10月19日 運行計画の変更

(4) 令和7年度豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画について

本件の運行計画の変更に伴い「令和7年度豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画」中、「4.地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」に添付している運行ダイヤを変更する。

「地域生活」バス・タクシー(東部地区)の運行車両の変更(案)について

1 運行車両の変更の内容

運行車両の老朽化のため、運行車両の変更を行う。

(使用年数:10年 運行距離:246,200km)(令和5年9月時点)

2 変更の内容

【変更前】

乗客定員9人の車両で運行。

(車両台数:1台 車種:ハイエース)

【変更後】

乗客定員9人の車両で移動円滑化基準適用除外の認定を受け運行。

(車両台数:1台 車種:キャラバン)

3 移動円滑化基準適用除外について

【除外認定の理由】

現在は横向き座席の車両にて運行しているが、平成29年の「道路運送車両の保安基準」の改正により横向き座席の車両の新規登録ができなくなり、各メーカーの生産も中止された。現状と同等の乗客定員かつ前向き座席で基準に適合した車両を選定しようとすると全幅が2mを超えてしまい、運行経路が一部狭隘である本路線での走行が物理的に困難となるため。

(隘路箇所:市営東山住宅周辺 大岩町39号線 幅員4.0mなど)

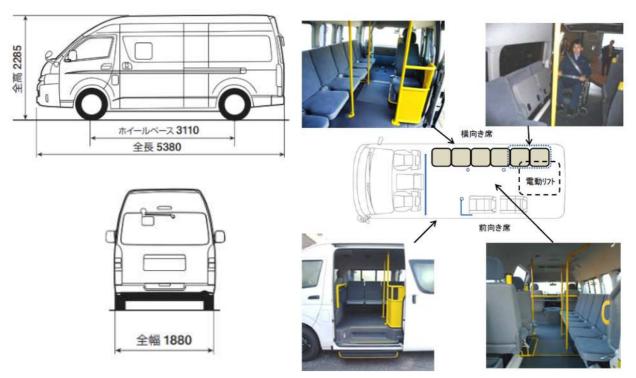
【バリアフリー車両を必要とする方への対応】

同事業者のユニバーサルデザインタクシー等の車いす対応車両の利用を 依頼する。

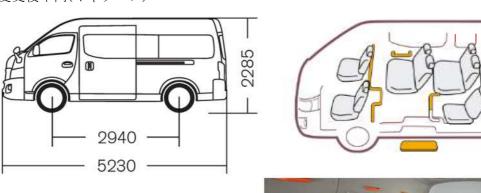
4 変更日

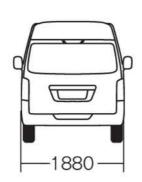
令和6年10月頃 予定

●変更前車両(ハイエース)



●変更後車両(キャラバン)







●[参考]バリアフリー車両(ポンチョ)



